

清須市国民健康保険税条例の改正(案)内容について

○施行期日…平成27年4月1日

○改正内容…地方税法等の改正に伴う、清須市国民健康保険税条例の一部改正

1. 保険税軽減世帯の拡大について

5割軽減、2割軽減の対象者を軽減基準額引上げにより拡大する。

(1)改正内容について

■軽減基準額 (軽減基準額以下の場合、均等割・平等割を軽減します。)

7割軽減	○改正無し 前年の合計所得が、33万円以下の世帯
5割軽減の拡大	○軽減対象となる所得基準額を引き上げ 前年の合計所得が、33万円＋ (<u>24.5万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>178万円</u> 、3人世帯)
	改正後 前年の合計所得が、33万円＋ (<u>26万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>184万円</u> 、3人世帯)
2割軽減の拡大	○軽減対象となる所得基準額を引き上げ 前年の合計所得が、33万円＋ (<u>45万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>266万円</u> 、3人世帯)
	改正後 前年の合計所得が、33万円＋ (<u>47万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>274万円</u> 、3人世帯)

(2)影響見込みについて

■対象世帯の拡大 約500世帯 保険税 ▲約13,000千円
(保険基盤安定負担金にて同額が補填。但し、内1/4が一般財源の負担)

2. 保険税課税限度額の引上げについて

医療分、後期支援金分及び介護納付金分をそれぞれ引上げる。

(1) 改正内容について

単位：円

	医 療 分	後期支援金分	介 護 分	計
所 得 割	5%	1%	0.8%	6.8%
資 産 割	32%	10%	5.3%	47.3%
均等割／人	13,000	5,000	5,200	23,200
平等割／世帯	16,000	6,000	4,700	26,700
現行 課税限度額	510,000	160,000	140,000	810,000
改正後課税限度額	520,000	170,000	160,000	850,000
差 引	+10,000	+10,000	+20,000	+40,000

(2) 影響見込みについて

■保険税 +約5,000千円

※限度額世帯の現状について 【参考】

年 度	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	限度額超過額		限度額超過額		限度額超過額	
25	304 世帯	141,523,825 円	253 世帯	32,749,396 円	50 世帯	12,606,394 円
26	302 世帯	148,951,909 円	193 世帯	30,047,731 円	31 世帯	10,225,005 円